

発議第3号

つくばみらい市議会ハラスメント防止・根絶条例策定に関する特別委員会設置に関する
発議

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定により
提出します。

令和7年11月27日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員

宇谷 智明

賛成者 つくばみらい市議会議員

小林 芳子

提案理由

つくばみらい市議会議員によるつくばみらい市職員及び他の議員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するための条例を策定するために特別委員会を設置し、条例策定に向けて調査・研究を行うものです。つくばみらい市議会からハラスメントを一掃し、個人の尊重と信頼に基づいてお互いの能力が十分に発揮される良好な環境を確保することで、市政の発展と市民福祉の向上に寄与し、信頼される議会を実現することを目的とした条例を整備するための特別委員会設置です。

別紙

つくばみらい市議会ハラスメント防止・根絶条例策定に関する特別委員会設置に関する 発議

1. 名称

つくばみらい市議会ハラスメント防止・根絶条例策定に関する特別委員会

2. 設置根拠

地方自治法第 109 条及びつくばみらい市議会委員会条例第 5 条

3. 委員定数

7 名

4. 付議事件

議員によるハラスメント防止・根絶条例策定に関すること

5. 設置期間

上記特別委員会は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。なお、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとする。